

災害時に支援が必要な方の名簿を作成しています

市では、避難行動要支援者（災害時に自力で避難することが困難な在宅の高齢者や障がい者など）の情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援を行う関係機関（委員）に事前に提供することにより、いざという時に備えてもらう取り組みを行っています。

この名簿を提供することに同意し、登録を希望する方は、名簿登録申請をお願いします。

対象となる方

次の要件のうち、いずれかに該当する方が対象となります。

- ①65歳以上で一人暮らしおよび高齢者のみの世帯
- ②身体障害者障害程度等級1～3級の方
- ③療育（愛護）手帳判定基準の障害判定A判定の方
- ④精神障害者保健福祉手帳の障害等級1、2級の方
- ⑤介護保険の要介護認定3～5の方
- ⑥その他支援を必要とする方（難病や歩行困難な方など）

市から避難支援を行う関係機関（委員）へ提供する情報

名簿に登録された場合、次の情報が提供されます。

- ①氏名、住所、生年月日、性別、電話番号
- ②避難支援などを必要とする理由
- ③かかりつけ医療機関
- ④担当民生委員・児童委員に関する情報
- ⑤緊急連絡先に関する情報
- ⑥地域支援者に関する情報

名簿の提供先

自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署

申請受付

次の受付窓口に登録申請書類がございますので、必要事項を記入のうえ、提出してください（代理者による申請も可能です）。

▷福祉課福祉総務係（健康センター内）

▷尾上総合支所市民生活課市民係

▷碓ヶ関総合支所市民生活課市民係

▷葛川支所

※ 随時、申請を受付しています。

※以前に申請書を提出した方は提出不要です。内容に変更がある方は、その内容をおしらせください。

※災害発生時の避難支援については、関係者に可能な範囲で活動を行っていただくものであり、災害時の支援が保証されるものではありません。

問合せ：福祉課 福祉総務係 ☎44-1111（内線1164）

弘前消防本部からのお知らせ

11月9日は「119番の日」

総務省消防庁では、毎年11月9日を「119番の日」と定め、119番通報についての正しい知識と理解を深めてもらうとともに、防災意識の高揚を図っています。

火災や急病、けがや交通事故など目の前で災害が突然発生した場合は、誰でも気が動転し、興奮した状態になりがちです。一刻を争うときでも、「慌てず・落ち着いて・正確に」119番通報できるように、町会や勤務先などで実施する防災訓練の際に、通報訓練を積極的に行い、通報の仕方を身につけましょう。

【119番通報のシステム】

管内から通報すると消防本部消防指令センターにつながり、災害現場に最も近い消防署に出動指令が出されます。

※携帯電話からの通報は、近隣の消防本部につながる場合があるため、市町村名から住所を話してください。



平成28年中に管内で受付した119番件数は14,356件で、1日当たり約39件でした。約36分に1件の割合で受け付けしたことになります。

【ファクス119・メール119】

聴くことや話すことが不自由な方への対応としてファクスやメールによる119番通報が行えます（詳細は弘前消防本部通信指令課へお問い合わせください）。

【119番は緊急電話です】

119番は緊急通報専用の電話です。災害や、夜間・休日の救急病院については、次までお問い合わせください。

・火災など災害のお問い合わせ

（災害情報テレホンガイド） ☎0180-991-995

※一部の携帯電話、PHSなど利用できない電話があります。

・夜間、休日の救急医療情報

（医療機関紹介） ☎32-3999

問合せ：弘前消防本部 通信指令課 ☎32-5101

広報有料広告

※広告の掲載については、総務課広報広聴係までお問い合わせください。

内科・消化器内科

花田医院

平川市尾上栄松286 TEL:0172-57-3528

日本内科学会 総合内科専門医
日本消化器内視鏡学会 消化器内視鏡専門医 院長 花田 直之

当院では、日本人に多い胃腸のがんの早期発見のため、胃・大腸内視鏡検査を行っています。



スマートフォンで広報ひらかわ

アプリから、いつでもどこでも「広報ひらかわ」を閲覧できます。アプリのダウンロードはこちらから ※詳しくは市ホームページをご覧ください。



問合せ 総務課広報広聴係 ☎44-1111（内線1353）